

新潟県令和 6 年能登半島地震災害義援金の配分に関するQ&A

No.	区分	Q	A
1	対象者・被害区分	住家被害の申請者は？	住家被害の申請については、罹災証明書の名宛人となる世帯主が申請者となります。同一住所に複数の世帯主がいる場合であっても、1 住家につき 1 件の申請となります。 ※ ただし、生活基盤や建物の構造等により、同一住所であっても別の住家と判断される場合に限り、世帯主ごとに申請できます。
2	対象者・被害区分	借家に対しても持ち家と同額が配分されるのか？	借家であっても、持家と同じ取扱いをします。 対象世帯は、発災当時に対象市町村に居住していた世帯(建物所有者ではなく、居住世帯を対象)とします。
3	対象者・被害区分	店舗兼併住宅の場合、店舗住宅の面積按分で、配分額が減額されるのか。	店舗兼併用住宅の場合であっても、住宅と同じ取扱いとします。 ただし、被災時において、他の住居に住んでいたなど、その建物が主たる住宅でない場合は対象外とします。また、専用店舗はこのたびの義援金の対象外とします。
4	配分方法	申請者は誰になるのか？	人的被害について、「死亡」は遺族、「重傷」は被災者本人となります。 住家被害については、罹災証明書の交付を受けた世帯主が申請者となります。